

## ～外商投資法の実施が外資企業に与える影響及び過渡期取り扱い～

2020年1月1日より「外商投資法」が施行されてすでに2年以上が経過しています。

この「外商投資法」の施行に伴い、中国における改革開放以来、外資企業の基本法規として長年にわたって適用されてきた「外資三法」（「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」）はその役目を終えています。

「外商投資法」に代わったことで外商投資企業にとってどのような影響があり、我々企業はどのように対応する必要があるのかという点について、本法の施行の前と後における変化点及び企業が留意しなければならない事項のうち主な項目を以下の通りまとめてみました。

変化点	施行前	施行後
外商投資企業に適用される法令・法規	「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」略称「外資三法」等	「外商投資法」、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国パートナー企業法」など（「外資三法」は廃止）
中国自然人の外商投資企業への資本参加の可否	投資参加不可。「中外合弁経営企業法」第1条:外国企業とその他の経済組織または個人は平等互恵の原則に従って中国の会社、企業またはその他の経済組織と共同で合弁企業を設立・運営する	外国投資家は法に基づいて単独または中国の自然人を含む他の投資家と共同で中国国内に投資することができる。
企業主体類別区分としての「中外合弁」、「中外合作」	「中外合弁」、「中外合作」の概念が存在	「会社法」、「パートナー企業法」などの法律規定が適用され、企業類別区分は有限会社、株式有限会社、パートナー企業の区分に
会社の最高権力機関	外商独資（或いは外外合弁）企業：2006年1月1日までに設立した会社の最高権力機関は董事会、2006年1月1日以降に設立したのは出資者（或いは出資者会）である。 中外合弁企業：董事会 中外合作企業：董事会（或いは連合管理委員会）	外商投資企業の最高権力機関は内資企業と同様に、「出資者会」に変更され、出資者会の職権、採決方式などの関連条項を増設する必要がある。出資者会と監事会の職権、発生方式、採決方式と法定人数などの関連条項を調整する必要がある。
董事の任期	中外合弁企業4年、中外合作企業3年を超えない期間	3年以内に統一
法定代表者	合弁企業：董事長 合作企業：董事長（或いは連合管理委員会主任）	董事長、執行董事又は總經理が就任する

「外商投資法」第42条において、「本法の施行前に『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づいて設立された外商投資企業に対しては、本法の施行後5年間の過渡期間を設け、5年以内の期間は従前の企業組織形式等を引き続き保留することができる」と規定しています。

また、本法の実施条例では、過渡期間経過後の2025年1月1日時点において、従来の組織形態・機構等について、会社法の強行規定で要求されている変更が行われていない場合は、その他の登記事項に関する変更登記申請を受理しないとしています（実施条例44条2項）。

言い換えれば、「外商投資法」施行前に設立された外商投資企業は2024年12月31日前までに現在の「会社法」の規定に合致しない最高権力機構、法定代表者又は董事会選出方式、議決規則等の事項がそのまま残っている場合には、それを変更する必要がある、法令・法規に従って登記機関で変更登記、定款の変更届出等の手続を行う必要があるということになります。

2024年末まであと2年半程度の猶予がありますが、2020年以前に設立された企業の皆様には、貴社の組織構成等の工商登記情報を一度見直して、変更が必要な場合には早期に準備・手配されるようご提案いたします。

本件に関してご不明な点等ありましたら、弊社の日本人窓口または貴社担当の弊社社会計師もしくは私（徐）の方にお気軽にお問い合わせください。

以上